附則別表第十二の五

⑴　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.51
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.49
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.65
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.70
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.58
6,000,000人を超える数	0.49
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.91
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.88
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.89
同上900,000人を超える数	0.83

⑵　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.74
250,000人を超え400,000人までの数	0.67
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.52
1,000,000人を超える数	0.51
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.11
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.13
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.17
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.16
同上92,000人を超え96,000人までの数	－0.45
同上96,000人を超える数	－1.66

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和四年度分の普通交付税から適用する。